

年収の壁・支援強化パッケージに基づく被扶養者認定に関する事務取扱いについて

令和5年9月29日付厚生労働省保険局保険課長通知「年収の壁・支援強化パッケージについて」が発出され、社会保険料の負担がない被扶養者の方について、一定以上の収入となった場合に、社会保険料負担の発生等により手取り収入が減少することを理由とした就業調整を行う、いわゆる「年収の壁」への当面の対応として「年収の壁・支援強化パッケージ」が実施されることになりました。

この度、その具体的な事務取扱い等が示されましたのでお知らせします。

内容については、次のとおりです。

《事業主の証明による被扶養者認定の円滑化》

保険料負担に伴う手取り収入の減少を意識して、一定の収入を超えないように就業調整を行う、いわゆる「年収の壁」に対応するため、パート・アルバイト等で働く方が、繁忙期に労働時間を延ばしたことなどにより、収入が上がったとしても、一時的な収入変動である旨の事業主の証明書を提出することで、引き続き被扶養者であることが可能となる特例措置です。

本特例措置は、職場の人手不足に対応するため、働く時間を延ばしたことなどによる一時的な収入変動が対象となるため、基本給が上がった場合や、恒常的な手当が新設された場合など、今後も引き続き収入が増えることが確実な場合は、一時的な収入増加とは認められないため、対象となりません。また、フリーランスや自営業者など特定の事業主と雇用関係のない場合についても対象となりません。

【適用開始日】

令和5年10月20日

【対象者】

社会保険の被扶養者の方・新たに被扶養者としての認定を受けようとしている方

【対象となる届出】

被扶養者の認定（被扶養者の認定状況の再確認（調書）を含みます。）

【特例措置期間】

連続する2年間の各年における収入確認において適用します。

【添付書類について】

特例措置に該当する場合は、当組合所定の「就労証明書」に別添「被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書」を添付して提出してください。

ご不明な点は健康保険組合（TEL076-225-8213）までお問い合わせください。

「年収の壁・支援強化パッケージ」の詳細については厚生労働省ホームページをご覧ください。
(https://www.mhlw.go.jp/stf/taiou_001_00002.html)

被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書

当事業所において雇用されている下記被扶養者^{※1}については、雇用契約等により本来想定される年間収入が被扶養者の収入要件である130万円未満^{※2}です。この事業主記載欄に記載された期間に係る収入増については、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的なものであることを証明します。

※1 新たに被扶養者としての認定を受けようとする者を含みます。

※2 60歳以上の者又は概ね厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者については、180万円未満となります。

【被保険者・被扶養者記載欄】

| | | | | | |
|---------------------|---------------|----|----|---|---|
| 提出年月日 ^{※3} | | 令和 | 年 | 月 | 日 |
| 健康保険被保険者証 | | 記号 | 番号 | | |
| 被保険者 | (フリガナ) 氏 名 | | | | |
| 被扶養者 | (フリガナ) 氏 名 | | | | |

※3 被保険者の事業所や保険者（健康保険組合等）に提出する際に記載してください。

【被扶養者を雇う事業主の記載欄】

| | | | | | |
|-----------------------------|-----|---|---|----|---|
| 事業所所在地 | 〒 ー | | | | |
| 事業所名称 | | | | | |
| 事業主氏名 | | | | | |
| 電話番号 | | | | | |
| 雇用契約等により本来想定される年間収入 | | | | | 円 |
| 人手不足による労働時間延長等が行われた期間 | 令和 | 年 | 月 | から | |
| | 令和 | 年 | 月 | まで | |
| 上記期間における当事業所での労働による収入額（実績額） | | | | | 円 |

※4 本証明書は、被扶養者認定及び被扶養者の資格確認において対象者の収入を確認する際の添付書類として、被保険者から被保険者の事業所や保険者（健康保険組合等）に提出する書類となります。

※5 記載内容の確認に当たって、別途雇用契約書等の添付書類を求められる場合があります。